

【報告 2】青森市津波避難計画の修正について

国が策定した「避難勧告等に関するガイドライン」（平成 17 年に内閣府策定）の一部改定（平成 29 年）及び青森市が修正した「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」に基づき、「青森市津波避難計画」について、

- 1 避難指示（緊急）の発令基準
 - 2 避難指示（緊急）発令時の状況と住民に求められる行動
 - 3 避難指示（緊急）の発令内容の伝達文例
- 等を修正しました。

1 避難指示（緊急）の発令基準

	【修正前】	【修正後】
避難勧告	<ol style="list-style-type: none"> 1. 津波注意報が発表され、事前に避難を要すると判断されるとき。 2. 強い地震（震度 4 以上）または長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難を要すると判断されるとき。 3. 災害を覚知し、災害の拡大が予想され、事前に避難を要すると判断されるとき。 	削除
避難指示（緊急）	<ol style="list-style-type: none"> 1. 津波警報または大津波警報が発表されたとき。 2. 避難勧告より状況が悪化し、緊急に避難を要すると認められるとき。 3. 災害を覚知し、著しく危険が切迫し、緊急に避難を要すると認められるとき。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 大津波警報、津波警報、津波注意報が発表された場合 2 停電、通信途絶等により津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合（震度 4 以上）、あるいは、揺れは弱くとも 1 分程度以上の長い揺れを感じた場合

2 避難指示（緊急）発令時の状況と住民に求められる行動

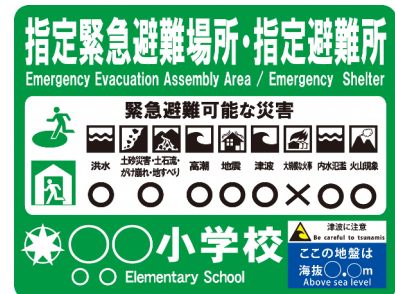
	【修正前】	【修正後】
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の避難行動ができる者は、計画された避難所等への避難行動を開始 	削除
避難指示（緊急）	<ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 ・未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は、生命を守る最低限の行動をする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・既に災害が発生してもおかしくない極めて危険な状況となっており、未だ避難していない人は、予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ緊急に避難する。 ・指定緊急避難場所への立退き避難は、かえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」（※1）への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」（※2）を行う。 <p>※1 近隣の安全な場所：指定緊急避難場所ではないが、近隣のより安全な場所・建物等</p> <p>※2 屋内安全確保：その時点で居る建物内において、より安全な部屋等への移動</p>

3 避難指示（緊急）の発令内容の伝達文例

【修正前】	【修正後】
<p>＜避難勧告の伝達文例＞ こちらは、青森市です。陸奥湾沿岸に津波警報が発表され、青森市は、○時○分、○○、△△地区に対して避難勧告を発令しました。 予想される津波の高さは○メートル、到達予想時間は○時○分です。市民の皆さんは、非常持出品を持参し、速やかに避難してください。 この付近の避難所は○○小学校、△△小学校、□□市民センターです。 避難の際は、ご近所への声掛けをお願いします。</p> <p>＜避難指示の伝達文例＞ こちらは、青森市です。陸奥湾沿岸に大津波警報が発表され、青森市は、○時○分に○○、△△、□□地区に対して避難指示を発令しました。 予想される津波の高さは○メートル、到達予想時間は○時○分です。 大変危険です。 市民の皆さんは、非常持出品を持参し、直ちに避難してください。 この付近の避難所は○○小学校、△△小学校、□□市民センターです。 避難の際は、ご近所への声掛けをお願いします。</p>	<p>＜津波注意報が発表された場合の伝達文例＞ 緊急放送、緊急放送、避難指示発令。 こちらは、青森市です。津波注意報が発表されたため、○○地域に避難指示を発令しました。 直ちに海岸から離れ、できるだけ高い場所に緊急に避難してください。</p> <p>＜大津波警報、津波警報が発表された場合の伝達文例＞ 緊急放送、緊急放送、避難指示発令。 こちらは、青森市です。大津波警報（または、津波警報）が発表されたため、○○地域に避難指示を発令しました。 直ちに海岸や河川から離れ、できるだけ高い場所に緊急に避難してください。</p> <p>＜停電や通信途絶等により津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れ等で避難の必要性を認めた場合の伝達文例＞ 緊急放送、緊急放送、避難指示発令。 こちらは、青森市です。強い揺れの地震がありました。津波が発生する可能性があるため、○○地域に避難指示を発令しました。 直ちに海岸や河川から離れ、できるだけ高い場所に緊急に避難してください。</p>

4 その他

第7章 津波に対する教育・啓発及び訓練では、「避難所標識板」の写真を追加したほか、青森海上保安部から提供がありました「津波に対する船舶対応表」を差し替えなど、修正しました。



津波に対する船舶対応表

資料3

発出の基準及び時機	津波来襲までの時間的余裕	船 等 の 指 直						
		係留船舶			船泊船舶 (作業船を含む)	航行船舶		
		大型船・中型船 危険物積載船	カーフェリー	小型船舶 (プレジャーボート・小型漁船等)		大型船・中型船 (大型・中型の漁船を含む)	小型船 (プレジャーボート・小型漁船等)	
第一体制	(1) 特定港・適用港が所在する津波警報区に「津波注意報」が発表された場合 (2) 「震度4以上の地震」により係留施設、機橋等に被害が発生、又は被害が予想される場合		荷役中止	運行基準に基づくこと	陸揚げ回轉又は係留強化後陸上避難 (場合によっては港外退避)	・工事作業を中止 ・港内退泊 (場合によっては港外退避)	港外退避	着岸のうえ陸揚げ回轉若しくは係留強化の後、陸上退避又は港外退避
		有	(大型・中型船) ・荷役中止 ・港外退避(※1) 又は係留退泊 (危険物積載船) ・荷役中止 ・港外退避(※1)	港外退避(※1) 又は係留退泊(※2)	陸揚げ回轉又は係留強化の後陸上避難 (場合によっては港外退避)	・作業中止 ・港外退避	港外退避	着岸のうえ陸揚げ回轉若しくは係留強化の後、陸上退避又は港外退避
第二体制	特定港・適用港が所在する津波警報区に「津波警報」又は「大津波警報」が発表された場合	有	(大型・中型船) ・荷役中止 ・係留退泊又は陸上退避(※2)	係留退泊又は陸上退避(※2)	陸上退避	・作業中止 ・港内退避	港内退避	着岸後、陸上退避又は港内退避
		無	(大型・中型船) ・荷役中止 ・港外退避(※1)	港外退避(※1)	陸揚げ回轉又は係留強化の後陸上避難 (場合によっては港外退避)	・作業中止 ・港外退避	港外退避	着岸のうえ陸揚げ回轉若しくは係留強化の後、陸上退避又は港外退避
		有	(大型・中型船) ・荷役中止 ・係留退泊又は陸上退避(※2)	係留退泊又は陸上退避(※2)	陸上退避	・作業中止 ・港内退避	港内退避	着岸後、陸上退避又は港内退避

※1 緊急時の離岸(機)において、タグボート等の支援が必要な場合、タグボートは次の優先順位で支援に当たる。 出典：海上保安部(平成27年2月)

離岸避難におけるタグボート支援の優先順位

順位 1：液化ガス積載船 2：軽質油・重油等積載危険物油槽船 3：カーフェリー(旅客の乗船なし) 4：一般貨物船

※2 人命を最優先とし、船長等の判断により船内待機もあり得るものとする。

※特定港・適用港(市町村)

○特定港：青森港(青森市)

○適用港：深浦港、鰺ヶ沢港、小泊港、三原港、平館港、小湊港、野辺地港、大湊港、川内港、鵜野沢港、大畑港、佐井港、大間港